

永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月19日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町条例第12号

永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例

永平寺町介護保険条例(平成18年永平寺町条例第108号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「36,600円」を「38,400円」に改め、同項第2号中「45,750円」を「48,000円」に改め、同項第3号中「54,900円」を「57,600円」に改め、同項第4号中「65,880円」を「69,120円」に改め、同項第5号中「73,200円」を「76,800円」に改め、同項第6号中「87,840円」を「92,160円」に改め、同号イ中「いう。次号から第10号まで」を「いい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、令第22条の2第1項に規定する租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から同条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項」に改め、同項第7号中「95,160円」を「99,840円」に改め、同号イ中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同項第8号中「109,800円」を「115,200円」に改め、同号イ中「1,900,000円」を「2,100,000円」に、「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第9号中「124,440円」を「130,560円」に改め、同号イ中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第10号中「128,100円。」を「134,400円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「21,960円」を「23,040円」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「36,600円」を「38,400円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「51,240円」を「53,760円」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

経過措置

- 2 改正後の永平寺町介護保険条例第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。